

道路の認定が…	必要な行為		最終目的				
	① 実施報告書の提出	② 地域貢献活動評価申請書の確認印受領	経審の加点				
初年度の場合	→	<table border="1"> <tr> <td>各会社の経審日以前3ヶ月以内</td> <td>各会社の経審日以前3ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>※地域貢献活動評価申請書の提出時期に合わせるため</td> <td>※証明書有効期限3ヶ月がある為</td> </tr> </table>	各会社の経審日以前3ヶ月以内	各会社の経審日以前3ヶ月以内	※地域貢献活動評価申請書の提出時期に合わせるため	※証明書有効期限3ヶ月がある為	→ 5点
各会社の経審日以前3ヶ月以内	各会社の経審日以前3ヶ月以内						
※地域貢献活動評価申請書の提出時期に合わせるため	※証明書有効期限3ヶ月がある為						
初年度以降の場合	→	<table border="1"> <tr> <td>3月初旬(年度末)</td> <td>各会社の経審日以前3ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>※初年度以降は毎年報告をしていることは県が把握済</td> <td>※証明書有効期限3ヶ月がある為</td> </tr> </table>	3月初旬(年度末)	各会社の経審日以前3ヶ月以内	※初年度以降は毎年報告をしていることは県が把握済	※証明書有効期限3ヶ月がある為	→ 5点
3月初旬(年度末)	各会社の経審日以前3ヶ月以内						
※初年度以降は毎年報告をしていることは県が把握済	※証明書有効期限3ヶ月がある為						

例)9月30日決算の会社の場合

初年度の場合	→	<table border="1"> <tr> <td>経審日が12月中旬頃であれば10月以降で経審日の当日まで</td> <td>同左</td> </tr> </table>	経審日が12月中旬頃であれば10月以降で経審日の当日まで	同左	→ 5点
経審日が12月中旬頃であれば10月以降で経審日の当日まで	同左				
初年度以降の場合	→	<table border="1"> <tr> <td>毎年3月初旬</td> <td>経審日が12月中旬頃であれば、10月以降で経審日当日まで</td> </tr> </table>	毎年3月初旬	経審日が12月中旬頃であれば、10月以降で経審日当日まで	→ 5点
毎年3月初旬	経審日が12月中旬頃であれば、10月以降で経審日当日まで				

※道路の愛護運動で経審の加点評価を得るためには、

①「道路の愛護運動に登録している事」及び②「活動実績を有している事」が必要になります。

その為、初年度については②が年度末の3月まで待っていると、経審日時点で活動実績を有しているかどうか不明である為、初年度限定で、地域貢献活動評価申請書の提出に合わせて報告書を作成・提出します。

様式第2号

福岡県さわやか道路美化促進事業に関する覚書

〇〇市（町・村）内における福岡県さわやか道路美化促進事業（以下「促進事業」という。）の実施に関して、〇〇市（町・村）と道路管理者（以下「〇〇土木事務所」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（定義）

第1条 促進事業は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施要綱に基づき、個人又は町内会、自治会、商工会、企業、小中学校その他の団体が道路の美化促進の実施団体等となり、清掃、植樹管理活動等のボランティア活動を通じて、地域の共有財産である道路への愛着心を深めるとともに、道路利用者のマナー向上を求めることを目的とし、その活動を支援する制度をいう。

（協力）

第2条 〇〇市（町・村）は、促進事業の実施にあたり、〇〇市（町・村）内における、促進事業に関する問い合わせ、実施団体等認定申込書等の書類の受理及び〇〇土木事務所への送付等について協力する。

2 〇〇市（町・村）は、別に締結する福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書に定めるところにより実施団体等を支援する。

（実施団体等の認定）

第3条 〇〇土木事務所は、〇〇市（町・村）の意見を聞いたうえで実施団体等を認定する。

（市町村事業との調整）

第4条 促進事業の様式第2号、3号、4号については、促進事業実施要綱第11条第1項により、〇〇市（町・村）〇〇事業の様式第〇号、〇号、〇号を適用する。

平成 年 月 日

甲 〇〇市（町・村）
代表者 〇〇市（町・村）長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 〇〇土木事務所
代表者 ○ 〇土木事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

〇〇（実施団体名）、〇〇市（町・村）及び福岡県〇〇土木事務所（以下「〇〇土木事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	一般国道 県道	号線
区間	_____	から
	_____	まで
延長	L = _____	m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（〇〇土木事務所及び〇〇市（町・村）の役割）

第3条 〇〇土木事務所及び〇〇市（町・村）は、〇〇（実施団体名）の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 〇〇（実施団体名）は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（〇〇（実施団体名）のゴミ処分）

第5条 〇〇（実施団体名）は、〇〇市（町・村）の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（〇〇市（町・村）の協力）

第6条 〇〇市（町・村）は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 〇〇（実施団体名）は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、〇〇土木事務所と協議するものとします。

（〇〇県土整備事務所の指示）

第8条 〇〇（実施団体名）は、道路管理上その他やむを得ない事情により、〇〇（実施団体名）が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、〇〇土木事務所の指示に従うものとします。

(表示板の設置)

第9条 ○○土木事務所は、○○(実施団体名)の名称等を記載した表示板(以下「アダプトサイン」という。)を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

(活動実績の報告)

第10条 ○○(実施団体名)は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について○○市(町・村)を通じ、○○土木事務所に実績報告書(別記様式第1号)により提出するものとします。

(保険)

第11条 県は、○○(実施団体名)を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

(美化活動中の事故等)

第12条 ○○(実施団体名)による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、○○(実施団体名)の責任とします。

(事故等の報告)

第13条 ○○(実施団体名)は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに○○土木事務所及び○○市(町・村)に連絡するとともに、○○市(町・村)を通じ○○土木事務所に事故発生報告書(別記様式第2号)を提出するものとします。

(異常の通報)

第14条 ○○(実施団体名)は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、○○土木事務所に報告するものとします。

(協定の解除)

第15条 ○○土木事務所は、○○(実施団体名)が協定の解除を申し出たとき、○○(実施団体名)が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

(疑義の解決)

第16条 この協定について疑義が生じたときは、○○(実施団体名)、○○市(町・村)及び○○土木事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成 年 月 日

実施団体等

実施団体等名

住所(団体の場合は代表者住所)

氏名(団体の場合は代表者肩書及び氏名) 印

○○市(町・村)

代表者 ○○市(町・村)長

○ ○ ○ ○

印

○○土木事務所

代表者 ○ ○土木事務所長

○ ○ ○ ○

印

さわやか道路美化推進事業 事務分担

市町村長

- ・実施団体認定にあたり意見を附して土木事務所長に送付
- ・実施団体が回収したゴミ等の処分
- ・県との覚書の締結

県土整備事務所

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・実施団体の審査、認定・実施団体、市町村長、県の協定締結・実施団体に認定書の交付・清掃用具、軍手、ゴミ袋等の配布・協定書(写し)・構成員名簿送付・実施団体への助言、勧告・実施団体の認定取り消し審査・実施団体に認定書の取り消し・実施団体、市町村長、県の協定解除・実施団体道路維持課への事故の報告・市町村長との覚書の締結 | <ul style="list-style-type: none">・実施団体の審査・実施団体の希望により、団体名を記入した表示板の設置・実施団体への助言、勧告・実施団体の認定取り消し審査・表示板の撤去・作業の安全指導 |
|--|--|

道路維持課

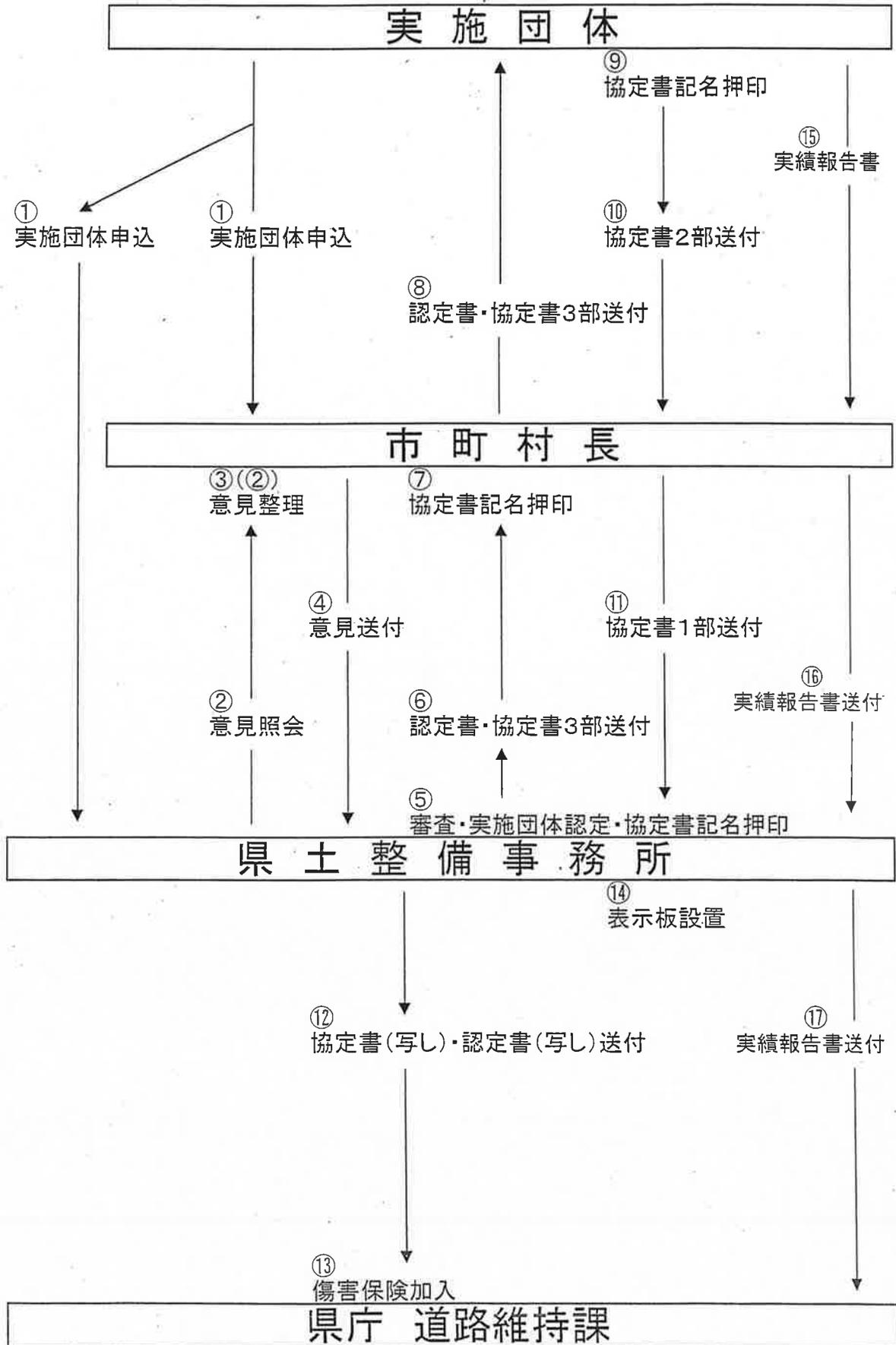
管理係

- ・傷害保険及び賠償責任保険へ加入
- ・事故報告による保険会社への請求
- ・実施団体へ保険金の支払い

補修係

- ・表示板の設置に関する予算令達
- ・清掃用具、軍手、ゴミ袋等の予算令達

さわやか道路美化推進事業 フロー



※実施団体申し込みは県土整備事務所、市町村担当課のどちらにも提出できる。

福岡県さわやか道路美化促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）における県民の清掃、植樹活動その他のボランティア活動（以下「ボランティア活動」という。）を支援し、もって地域の共有財産である道路への愛着心を深めるとともに、道路利用者のマナー向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 福岡県さわやか道路美化促進事業（以下「促進事業」という。）の対象となるものは、県管理道路を対象にボランティア活動を行い、又は行おうとする個人又は町内会、自治会、商工会、企業、小中学校その他の団体とする。

(申込手続)

第3条 促進事業の適用を受けることを希望するもの（以下「実施希望団体等」という。）は、実施団体等認定申込書（様式第1号）により促進事業の対象となる県管理道路を所管する土木事務所長に申し込まなければならない。

(市町村への協力依頼)

第4条 前条の規定による申込が見込まれるとき又は申込があったときは、促進事業の対象となる県管理道路の存する市町村（以下「関係市町村」という。）に対し、覚書（様式第2号）の締結により事業に協力するよう求めるものとする。

(協定の締結等)

第5条 第3条の規定による申込があった場合は、その内容を審査し、関係市町村の意見を聴いたうえで適当と認めるときは、その旨を様式第3号により実施希望団体等に通知し、併せて様式第4号により実施希望団体等及び関係市町村に協定の締結を求めるものとする。

(実施団体認定等)

第6条 協定を締結したときは、速やかに当該団体等（以下「実施団体等」という。）に実施団体等認定証（様式第5号）を交付するものとする。

(支援措置等)

第7条 県は、別に定めるところにより実施団体等を被保険者とする傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとする。

2 土木事務所長は、実施団体等に対しては、清掃用具、ゴミ袋等の支給を行うものとする。

(表示板の設置)

第8条 土木事務所長は、実施団体等の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を実施団体等がボランティア活動を行う区間内の道

路管理上支障のない場所に設置することができるものとする。

2 第2条の対象区間が100m未満であるときは、原則としてアダプトサインは設置しないものとする。

(助言及び勧告)

第9条 土木事務所長は、実施団体の作業上の安全の確保等、実施団体の活動に対して必要な助言及び勧告を行うとともに、必要に応じて安全講習会等を開催するものとする。

(協定の解除)

第10条 土木事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協定を解除し、第8条の表示板を撤去するものとする。

(1) 実施団体等が協定の解除を申し出た場合

(2) 実施団体等が協定に規定する義務を果たしていないと認められる場合

(3) 実施団体等が促進事業の対象としてふさわしくないと認められる場合

(市町村事業との調整)

第11条 市町村が促進事業と同様の事業を実施し、当該事業において県管理道路であって国道又は県道であるものを対象としている場合は、促進事業の適用申請においては、当該市町村と協議のうえ、それぞれ様式第1号、様式第3号及び様式第4号に該当する当該市町村の事業の様式に所要の修正を行ったうえで促進事業の申込に使用することができるものとする。

(手続の特例)

第12条 この要綱の規定にかかわらず、覚書又は協定書において別に定めるところにより必要な手続を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月28日から施行する。

この要綱は、平成20年7月 2日から施行する。

福岡県さわやか道路美化促進事業傷害保険 及び賠償責任保険制度要領

1. 目的

この保険制度は、福岡県さわやか道路美化促進事業の実施団体等として認定を受けた個人又は団体の構成員が、実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）に従事中に負傷等した場合又は他者の人身及び財物に損害を与えた場合の救済措置を講じることにより、実施団体等が安心して美化活動に参加できる条件を整備することを目的とする。

2. 両保険の契約者

傷害保険及び賠償責任保険（以下「両保険」という。）の契約者は、福岡県とし、保険料は、福岡県が負担する。

3. 両保険の対象者（被保険者）

両保険の対象者は、福岡県さわやか道路美化促進事業の実施団体等として認定を受けた個人及び団体の構成員とする。

4. 両保険の内容

両保険の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 保険の種類 | 傷害保険・賠償責任保険 |
| (2) 保険期間 | 損害保険特約書のとおり |
| (3) 契約方式 | 無記名式 年間包括契約 |
| (4) 補償額 | |

(I) 傷害保険

1 被保険者1活動につき	
死亡・後遺障害	5百万円
入院（日 額）	3千円
通院（日 額）	2千円

(II) 賠償責任保険

1 被保険者1事故につき	
対人賠償 1名につき	1千万円
1事故につき	1億円
免責金額	0円
対物賠償 1事故	1千万円
免責金額	0円

別記様式第2号

事故発生報告書

受 傷 者 住 所 TEL _____

氏 名 年 齡 _____

事故発生日時 平成 年 月 日 時 分頃 _____

事故発生場所 _____

事故の原因、状況など

上記事故報告は、事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(団 体 の 場 合)

実 施 団 体 名 _____

(団体の場合は代表者住所)

住 所 _____

(団体の場合は代表者肩書及び氏名)

氏 名 _____

印

様式第3号

文書番号第 号
平成 年 月 日

〇〇〇 様

福岡県〇〇土木事務所長

福岡県さわやか道路美化促進事業の実施団体等について

このことについて、貴団体（あなた）は実施団体等として適当であると認められますので、別添の福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書に記名押印のうえご返送くださるようお願いいたします。

担当： 〇〇課 〇〇係
氏 名
Tel： 123 - 456 - 6789

様式第5号

梅マーク挿入

認定番号 第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

福岡県さわやか道路美化促進事業

実施団体等認定証

_____ 様

貴方をさわやか道路美化促進事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり実施団体等に認定します。

道路名 _____

区間 _____ から

_____ まで

延長 $L =$ _____ m

福岡県〇〇土木事務所長

福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

カズコーポレーション株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田五丁目1番地先から 宇美町ゆりが丘五丁目1番地先まで	
延長	L =	100 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、カズコーポレーション株式会社の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 カズコーポレーション株式会社は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（カズコーポレーション株式会社のゴミ処分）

第5条 カズコーポレーション株式会社は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 カズコーポレーション株式会社は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 カズコーポレーション株式会社は、道路管理上その他やむを得ない事情により、カズコーポレーション株式会社が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、カズコーポレーション株式会社の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 カズコーポレーション株式会社は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、カズコーポレーション株式会社を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 カズコーポレーション株式会社による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、カズコーポレーション株式会社の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 カズコーポレーション株式会社は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 カズコーポレーション株式会社は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、カズコーポレーション株式会社が協定の解除を申し出たとき、カズコーポレーション株式会社が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、カズコーポレーション株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

〒814-0001
福岡市早良区百道浜3丁目9番33-2409号
KAZU CORPORATION CO.,LTD.
カズコーポレーション株式会社
代表取締役 金原和義



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号
福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

ホゼン株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町光正寺二丁目15番地先から	宇美町光正寺二丁目14番地先まで
延長	L =	100 m

大宰府→大宰府村
博高工業株式会社は2ヶ所目の
記定

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、ホゼン株式会社の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 ホゼン株式会社は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしてしないよう安全に十分注意するものとします。

（ホゼン株式会社のゴミ処分）

第5条 ホゼン株式会社は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 ホゼン株式会社は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 ホゼン株式会社は、道路管理上その他やむを得ない事情により、ホゼン株式会社で作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、ホゼン株式会社の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 ホゼン株式会社は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、ホゼン株式会社を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 ホゼン株式会社による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、ホゼン株式会社の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 ホゼン株式会社は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 ホゼン株式会社は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、ホゼン株式会社が協定の解除を申し出たとき、ホゼン株式会社が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、ホゼン株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

福岡市西区野方4丁目5番39号
ホゼン株式会社
代表取締役 横山明憲



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社テクネ、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町光正寺二丁目7番地先から 宇美町光正寺二丁目3番地先まで	
延長	L =	150 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社テクネの活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社テクネは、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社テクネのゴミ処分）

第5条 株式会社テクネは、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社テクネは、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社テクネは、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社テクネが作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社テクネの名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社テクネは、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所へ実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社テクネを被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社テクネによる美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社テクネの責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社テクネは、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所へ事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社テクネは、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所へ報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社テクネが協定の解除を申し出たとき、株式会社テクネが各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社テクネ、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

福岡市博多区夙野1丁目13番6号
株式会社テクネ
代表取締役 原正泰



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫



印

福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社はらの、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町宇美一丁目8番地先から	宇美町宇美一丁目1番地先まで
延長	L =	150 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社はらのの活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社はらはのは、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしてしないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社はらののゴミ処分）

第5条 株式会社はらはのは、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社はらはのは、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社はらはのは、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社はらが作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社はらのの名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社はらはのは、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所へ実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社はらのを被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社はらのによる美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社はらのの責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社はらはのは、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所へ事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社はらはのは、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所へ報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社はらが協定の解除を申し出たとき、株式会社はらが各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社はらの、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

〒838-0026 福岡県朝倉市柿原66番地4
株式会社はらの
代表取締役 原野和浩



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社ルーフサポーターティング、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田四丁目21番地先から 宇美町原田五丁目1番地先まで	
延長	L =	140 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社ルーフサポーターティングの活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社ルーフサポーターティングは、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社ルーフサポーターティングのゴミ処分）

第5条 株式会社ルーフサポーターティングは、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社ルーフサポーターティングは、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社ルーフサポーターティングは、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社ルーフサポーターティングが作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社ルーフサポーターティングの名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社ルーフサポーターティングは、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所へ実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社ルーフサポーターティングを被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社ルーフサポーターティングによる美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社ルーフサポーターティングの責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社ルーフサポーターティングは、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所へ事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社ルーフサポーターティングは、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社ルーフサポーターティングが協定の解除を申し出たとき、株式会社ルーフサポーターティングが各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社ルーフサポーターティング、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

実施団体等

平成27年4月15日
福岡市西区今宿一丁目4の24
檜崎ビル1階
株式会社ルーフサポーターティング
代表取締役 坂口 正志



印

福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号
福岡県福岡県土整備事務所長
池 永 昭 夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社海将、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田四丁目17番地先から	宇美町原田四丁目18番4号地先まで
延長	L =	140 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社海将の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社海将は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社海将のゴミ処分）

第5条 株式会社海将は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社海将は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社海将は、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社海将が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社海将の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社海将は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所へ実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社海将を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社海将による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社海将の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社海将は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所へ事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社海将は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所へ報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社海将が協定の解除を申し出たとき、株式会社海将が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社海将、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

〒814-0151
福岡市城南区堤2丁目6-27
長谷川事務所1F
株式会社海将
代表取締役 坂田昌樹



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町長木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社久野工業、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田二丁目1番地先から 宇美町原田一丁目6番地先まで	
延長	L =	150 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社久野工業の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社久野工業は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社久野工業のゴミ処分）

第5条 株式会社久野工業は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社久野工業は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社久野工業は、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社久野工業が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要があるが生じた場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社久野工業の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社久野工業は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社久野工業を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社久野工業による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社久野工業の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社久野工業は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社久野工業は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社久野工業が協定の解除を申し出たとき、株式会社久野工業が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社久野工業、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目2番5号507

株式会社久野工業
代表取締役 久野昌明



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社西総、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田三丁目2番地先から	宇美町原田四丁目16番13号先まで
延長	L =	160 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社西総の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社西総は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等がないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社西総のゴミ処分）

第5条 株式会社西総は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社西総は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社西総は、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社西総が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要があるが生じた場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社西総の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社西総は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社西総を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社西総による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社西総の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社西総は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社西総は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社西総が協定の解除を申し出たとき、株式会社西総が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社西総、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

〒811-1355 福岡市南区松原一丁目33番22-218号

株式会社西総
代表取締役 清本 征二



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永 昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社西日本建設、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、
県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田四丁目18番4号地先から 宇美町原田四丁目19番地先まで	
延長	L =	140 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社西日本建設の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社西日本建設は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社西日本建設のゴミ処分）

第5条 株式会社西日本建設は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社西日本建設は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社西日本建設は、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社西日本建設が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社西日本建設の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社西日本建設は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社西日本建設を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社西日本建設による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社西日本建設の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社西日本建設は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社西日本建設は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社西日本建設が協定の解除を申し出たとき、株式会社西日本建設が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社西日本建設、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

福岡県筑紫野市大字俗明院43番地
株式会社西日本建設
代表取締役 田中周作



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社西和、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町光正寺二丁目11番地先から	宇美町光正寺二丁目7番地先まで
延長	L =	150 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社西和の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社西和は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社西和のゴミ処分）

第5条 株式会社西和は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社西和は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社西和は、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社西和が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社西和の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社西和は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社西和を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社西和による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社西和の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社西和は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社西和は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社西和が協定の解除を申し出たとき、株式会社西和が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社西和、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

福岡市博多区金の隈2丁目18番41号

株式会社 西 和

代表取締役 深川 勝之



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長

池 永 昭 夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

株式会社日豊建設、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町光正寺二丁目3番地先から 宇美町光正寺二丁目1番地先まで	
延長	L =	150 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、株式会社日豊建設の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 株式会社日豊建設は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（株式会社日豊建設のゴミ処分）

第5条 株式会社日豊建設は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 株式会社日豊建設は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 株式会社日豊建設は、道路管理上その他やむを得ない事情により、株式会社日豊建設が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、株式会社日豊建設の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 株式会社日豊建設は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、株式会社日豊建設を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 株式会社日豊建設による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、株式会社日豊建設の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 株式会社日豊建設は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 株式会社日豊建設は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、株式会社日豊建設が協定の解除を申し出たとき、株式会社日豊建設が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、株式会社日豊建設、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

福岡市早良区内野1丁目25番5号
株式会社 日豊建設
代表取締役 吉廣勝太郎



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長

池永昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

興和、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田四丁目17番13号地先から 宇美町原田四丁目18番地先まで	
延長	L =	140 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、興和の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 興和は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（興和のゴミ処分）

第5条 興和は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 興和は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 興和は、道路管理上その他やむを得ない事情により、興和が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要があるが生じた場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、興和の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 興和は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、興和を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 興和による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、興和の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 興和は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 興和は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、興和が協定の解除を申し出たとき、興和が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、興和、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

〒814-0143 福岡県福岡市城南区南片江4-22-3

興和
代表 神田和
TEL 092-407-7437
FAX 092-407-7497

福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠

福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫

福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

西部環境株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田三丁目1番地先から	宇美町原田三丁目2番地先まで
延長	L =	130 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、西部環境株式会社の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 西部環境株式会社は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（西部環境株式会社のゴミ処分）

第5条 西部環境株式会社は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 西部環境株式会社は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 西部環境株式会社は、道路管理上その他やむを得ない事情により、西部環境株式会社で作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要があるが生じた場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、西部環境株式会社の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 西部環境株式会社は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所へ実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、西部環境株式会社を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 西部環境株式会社による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、西部環境株式会社の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 西部環境株式会社は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所へ事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 西部環境株式会社は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所へ報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、西部環境株式会社が協定の解除を申し出たとき、西部環境株式会社が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、西部環境株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

福岡市西区大字羽根戸725番地14
西部環境株式会社
代表取締役 林 カズ子
TEL092-811-1764 FAX092-811-1485



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長 池 永 昭 夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

博高工業有限会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町光正寺二丁目14番地先から	宇美町光正寺二丁目11番地先まで
延長	L =	150 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、博高工業有限会社の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 博高工業有限会社は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（博高工業有限会社のゴミ処分）

第5条 博高工業有限会社は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 博高工業有限会社は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 博高工業有限会社は、道路管理上その他やむを得ない事情により、博高工業有限会社が作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要があるが生じた場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、博高工業有限会社の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 博高工業有限会社は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所へ実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、博高工業有限会社を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 博高工業有限会社による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、博高工業有限会社の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 博高工業有限会社は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所へ事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 博高工業有限会社は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所へ報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、博高工業有限会社が協定の解除を申し出たとき、博高工業有限会社が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、博高工業有限会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

〒811-2303 福岡県糟屋郡粕屋町酒殿1356-3
博高工業有限会社
代表取締役 **金田千寿**



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 **木原 忠**



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫



福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

陽光建設株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間	宇美町原田四丁目19番地先から 宇美町原田四丁目21番地先まで	
延長	L =	100 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、陽光建設株式会社の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 陽光建設株式会社は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（陽光建設株式会社のゴミ処分）

第5条 陽光建設株式会社は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 陽光建設株式会社は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 陽光建設株式会社は、道路管理上その他やむを得ない事情により、陽光建設株式会社がつた花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要があるが生じた場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、陽光建設株式会社の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 陽光建設株式会社は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所へ実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、陽光建設株式会社を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 陽光建設株式会社による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、陽光建設株式会社の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 陽光建設株式会社は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所へ事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 陽光建設株式会社は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所へ報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、陽光建設株式会社が協定の解除を申し出たとき、陽光建設株式会社が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、陽光建設株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

福岡県筑紫野市大字俗明院43番地
陽光建設株式会社
代表取締役 吉岡洋一

福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠

福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池永昭夫

福岡県さわやか道路美化促進事業に関する協定書

林土木工業株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県福岡県土整備事務所（以下「福岡県土整備事務所」という。）は、県管理道路の「福岡県さわやか道路美化促進事業」について、次のとおり協定を交わすものとします。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は次のとおりとします。

路線名	県道	福岡大宰府線
区間		宇美町原田一丁目14番地先から 宇美町原田一丁目14番地先まで
延長	L =	150 m

（実施団体等の役割）

第2条 実施団体等は、福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定申込書の作業内容（以下「美化活動」という。）について、定期的な活動を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとします。

（福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町の役割）

第3条 福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町は、林土木工業株式会社の活動について綿密な連携をとりながら積極的に協力するものとします。

（作業の安全）

第4条 林土木工業株式会社は、美化活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとします。

（林土木工業株式会社のゴミ処分）

第5条 林土木工業株式会社は、福岡県糟屋郡宇美町の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分するものとします。

（福岡県糟屋郡宇美町の協力）

第6条 福岡県糟屋郡宇美町は、実施団体等の回収したゴミ等の処分について協力するものとします。

（植樹管理作業）

第7条 林土木工業株式会社は、美化活動に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えよるとするときは、福岡県土整備事務所と協議するものとします。

（福岡県土整備事務所の指示）

第8条 林土木工業株式会社は、道路管理上その他やむを得ない事情により、林土木工業株式会社で作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、福岡県土整備事務所の指示に従うものとします。

（表示板の設置）

第9条 福岡県土整備事務所は、林土木工業株式会社の名称等を記載した表示板（以下「アダプトサイン」という。）を区間内に設置することができるものとします。ただし、対象区間が100m未満の場合は、原則としてアダプトサインは設置しないものとします。

（活動実績の報告）

第10条 林土木工業株式会社は、毎年3月末日までに、当該年度分の活動実績について福岡県糟屋郡宇美町を通じ、福岡県土整備事務所に実績報告書（別記様式第1号）により提出するものとします。

（保険）

第11条 県は、林土木工業株式会社を被保険者とした傷害保険契約及び賠償責任保険契約を締結するものとし、保険料は県が負担します。

（美化活動中の事故等）

第12条 林土木工業株式会社による美化活動中の事故及び第三者との紛議については、林土木工業株式会社の責任とします。

（事故等の報告）

第13条 林土木工業株式会社は、美化活動中に事故等が起こったときは、直ちに福岡県土整備事務所及び福岡県糟屋郡宇美町に連絡するとともに、福岡県糟屋郡宇美町を通じ福岡県土整備事務所に事故発生報告書（別記様式第2号）を提出するものとします。

（異常の通報）

第14条 林土木工業株式会社は、区間内の道路及び道路施設の異常を発見した場合は、福岡県土整備事務所に報告するものとします。

（協定の解除）

第15条 福岡県土整備事務所は、林土木工業株式会社が協定の解除を申し出たとき、林土木工業株式会社が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、又は実施団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとします。

（疑義の解決）

第16条 この協定について疑義が生じたときは、林土木工業株式会社、福岡県糟屋郡宇美町及び福岡県土整備事務所が協議のうえ解決するものとします。

平成27年4月15日

実施団体等

福岡市西区大字羽根戸724番地の14
林土木工業株式会社
代表取締役 林 英 機
TEL 092-811-0186



福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町長 木原 忠



福岡市東区箱崎1丁目18番1号

福岡県福岡県土整備事務所長
池 永 昭 夫

